

独立した第三者保証報告書

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
取締役 代表執行役社長 CEO 杉江 俊彦 殿

ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社(以下、「SOCOTEC」という。)は株式会社三越伊勢丹ホールディングス(以下、「会社」という。)からの委託に基づき、会社が作成した主題情報(“2019 年度 三越伊勢丹ホールディングス SCOPE 3 算定報告書”)がすべての重要な点において規準に適合しているかについて限定的保証業務を実施した。

1 主題情報と規準

保証対象となる主題情報は、“2019 年度 三越伊勢丹ホールディングス SCOPE 3 算定報告書”に記載された国内百貨店事業を対象範囲とする“GHG 排出量 (Scope3 (カテゴリー：1,2,3,4,5,6,7,9,11,12,13)) に関する報告”である。

主題情報を作成する規準は“三越伊勢丹ホールディングス SCOPE3 算定方法”である。

Subject matter information					
[対象期間: 1/April /2019 to 31/March /2020]					
GHG 排出量 (Scope3) : 3,089,695 t-CO2e					
内訳(t-CO2e)					
カテゴリー 1 :	2,540,720	カテゴリー 2 :	105,110	カテゴリー 3 :	30,751
カテゴリー 4 :	202,263	カテゴリー 5 :	4,257	カテゴリー 6 :	2,808
カテゴリー 7 :	6,846	カテゴリー 9 :	128,236	カテゴリー 11 :	51,051
カテゴリー 12 :	8,079	カテゴリー 13 :	9,574		

2 経営者の責任

“2019 年度 三越伊勢丹ホールディングス SCOPE 3 算定報告書” (期間：2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日) は、会社の経営者によって作成された。

会社の経営者はそこで行われている主張、陳述および主張の完全性 (限定的保証を提供するために従事してきた主張を含む)、報告書内の全てのデータ及び情報の収集、定量化および提示ならびに適用した規準、分析及び公表に責任がある。

会社の経営者は、報告プロセスをサポートし、詐欺または過失によるものであるかどうかにかかわらず、“2019 年度 三越伊勢丹ホールディングス SCOPE 3 算定報告書” (期間：2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日) ”に重大な虚偽記載がないことを保証するように設計された適切な記録および内部統制を維持する責任がある。

3 当社の責任

SOCOTEC の責任は、主題情報がすべての重要な点において規準に準拠して作成されているかどうかについて、限定的保証の結論を表明することにある。

SOCOTEC は、SOCOTEC の定める検証手順及び「ISO14064-3 温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引」に準拠し、限定的保証業務を実施した。

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務で実施する手続と比べて、その種類、時期、範囲において限定されている。その結果、SOCOTEC が行った限定的保証業務は、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

SOCOTEC が実施した手続は、不正又は誤謬を問わず重要な虚偽表示のリスクの評価をはじめとして、職業的専門家としての判断に基づいている。SOCOTEC の結論は、会社の内部統制に対して保証を提供するものではない。

SOCOTEC は、限定的保証の結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

4 保証手続

SOCOTEC の実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、以下を含んでいるがそれらに限定されない。

- 会社が主題情報に関連して作成した方針や手続の評価
- 上記方針手続を理解するための会社担当者への質問
- 対象プロジェクトが適格性要件を満たしているかの確認
- 試算による根拠資料との照合、再計算
- 重要な仮定や他のデータに関する根拠資料の入手、照合
- 算定方法及び活動量並びに原単位の収集及び記録の管理状況を確認するため、株式会社三越伊勢丹ホールディングス本社事務局を対象に検証を実施した。

5 独立性と品質管理、力量の声明

SOCOTEC Certification International は、ISO17021 適合性評価-マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項の認定要求事項に適合する包括的なマネジメントシステムを導入し、維持している。又 ISO14065 温室効果ガス-認定又は他の承認形式で使用するための温室効果ガスに関する妥当性確認及び検証を行う機関に対する要求事項に従ってマネジメントシステムを確立している。これらは国際監査・保証基準審議会による国際品質管理基準 1 と国際会計士倫理基準審議会(*1)による職業会計士の倫理規定における要求を満たすものであり、倫理規則、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

SOCOTEC グループは、検査、試験、検証業務における総合的な第三者機関であり、世界の国々で品質、環境、労働及び情報セキュリティにかかわるマネジメントシステム認証業務や、トレーニングサービスを実施しており、環境、社会情報のパフォーマンスデータ及びサステナビリティ報告書保証業務を行っている。SOCOTEC は、本保証業務を依頼した組織やその関連会社、ステークホルダーからも独立しており、公平性を損なう可能性や利害の抵触がないことを断言する。

保証業務に携わったチームは、知識や当該産業分野における経験、そして本保証業務に関する力量基準に基づき構成されていることを保証する。

6 報告書の利用

限定的保証業務における SOCOTEC の責任は、合意した条件に基づいて、会社の経営者にのみ負うものである。従って、目的にかかわらずそれ以外のいかなる個人や組織に関しても責任を負わない。

7 結論

SOCOTEC が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、主題情報が規準に準拠して作成、開示されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
執行役員社長 二場誠吾



Seigo Futaba
2020 年 12 月 22 日

*1: International Ethics Standards Board for Accountants